附　則

1　この告示は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から適用する。

2　この告示の施行前に行われた第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準別表の九の項イに規定する報告書の提出は、第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準別表の九の項イに規定する報告書の提出とみなす。

3　次に掲げる告示は廃止する。

一　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和三年厚生労働省告示第三百六十一号）

二　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和三年厚生労働省告示第三百六十二号）

○厚生労働省告示第三百六十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十八　（略）	一～二十八　（略）
二十九　歯科用ＯＣＴ画像診断装置を用いた不顕性齲蝕（うしょく）の検出率の向上及び管理療法	二十九　歯科用ＯＣＴ画像診断装置を用いた不顕性齲蝕（うしょく）の検出率の向上及び管理療法
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	シェーグレン症候群
シェーグレン症候群	（新設）
ロ　施設基準	（新設）
(1)　主として実施する医師に係る基準	
①　専ら歯科診療に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。	
②　歯科保存専門医であること。	
(2)　保険医療機関に係る基準	
①　歯科を標榜（ひょうぼう）していること。	
②　実施診療科において、常勤の歯科医が二名以上配置されていること。	
③　歯科衛生士が配置されていること。	
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。	
⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。	

○厚生労働省告示第三百六十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

別表第三

改正後							
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		
（略）							

改正前							
都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数		
（略）							